

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市ではこれまで、岡崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援施策を展開しており、第2期岡崎市子ども・子育て支援事業計画では、岡崎市児童育成支援行動計画からの基本理念である「はばたく夢 子どもとともに育つ都市（まち） 大好き おかざき」を踏襲し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指してきました。

令和5年にこども基本法が施行され、こども大綱により、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、本市でもこども施策を総合的に推進し、市としてこどもまんなかに取り組むため、岡崎市こども計画を子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画、子ども・若者計画と一体的に策定することとしました。

本計画では、引き続き第2期計画の基本理念と取組を継承し、全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、家庭や地域、事業者、行政など社会全体でこどもまんなかのまちづくりをめざします。

■岡崎市こども計画の基本理念

はばたく夢 子どもとともに育つ都市^{まち}
大好き おかざき

こども基本法における基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な権利が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達^{はつた}の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達^{はつた}の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育てることが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

本計画の関係法における基本理念

子ども・子育て支援法

家庭、学校、地域、職域その他社会の全ての構成員が協力し、全ての子どもが健やかに成長するよう、良質かつ適切で、保護者の経済的負担に配慮した支援を行う

子ども・若者 育成支援推進法

一人一人の子ども・若者が健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに社会を担えるように支援を行う

こどもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律

貧困により、こどもの権利利益が害され、社会から孤立することのないよう、こどもの現在の貧困を解消し、将来の貧困を防ぐための切れ目ない支援を推進する

2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、「こどもがいきいきと育つまち」「家族がともに育つまち」「みんなでこどもを育てるまち」の3つの基本目標を柱として、総合的に施策を推進します。

基本目標1 こどもがいきいきと育つまち ～こどもの意見を尊重し、生きていく力を養う～

こどもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期から思春期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感や道徳性、社会性を育むこと、青年期には自らの可能性を伸ばし、社会的役割や責任を担う力を身に付けることが重要です。

この目標では、こどもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。

また、こどもや若者の視点や意見を尊重し、一人ひとりのこどもが自らの意見を自由に表明し、いきいきと育つことのできるまちを目指した施策を推進します。

基本目標2 家族がともに育つまち ～家族が支え合い、子育てに喜びを感じる～

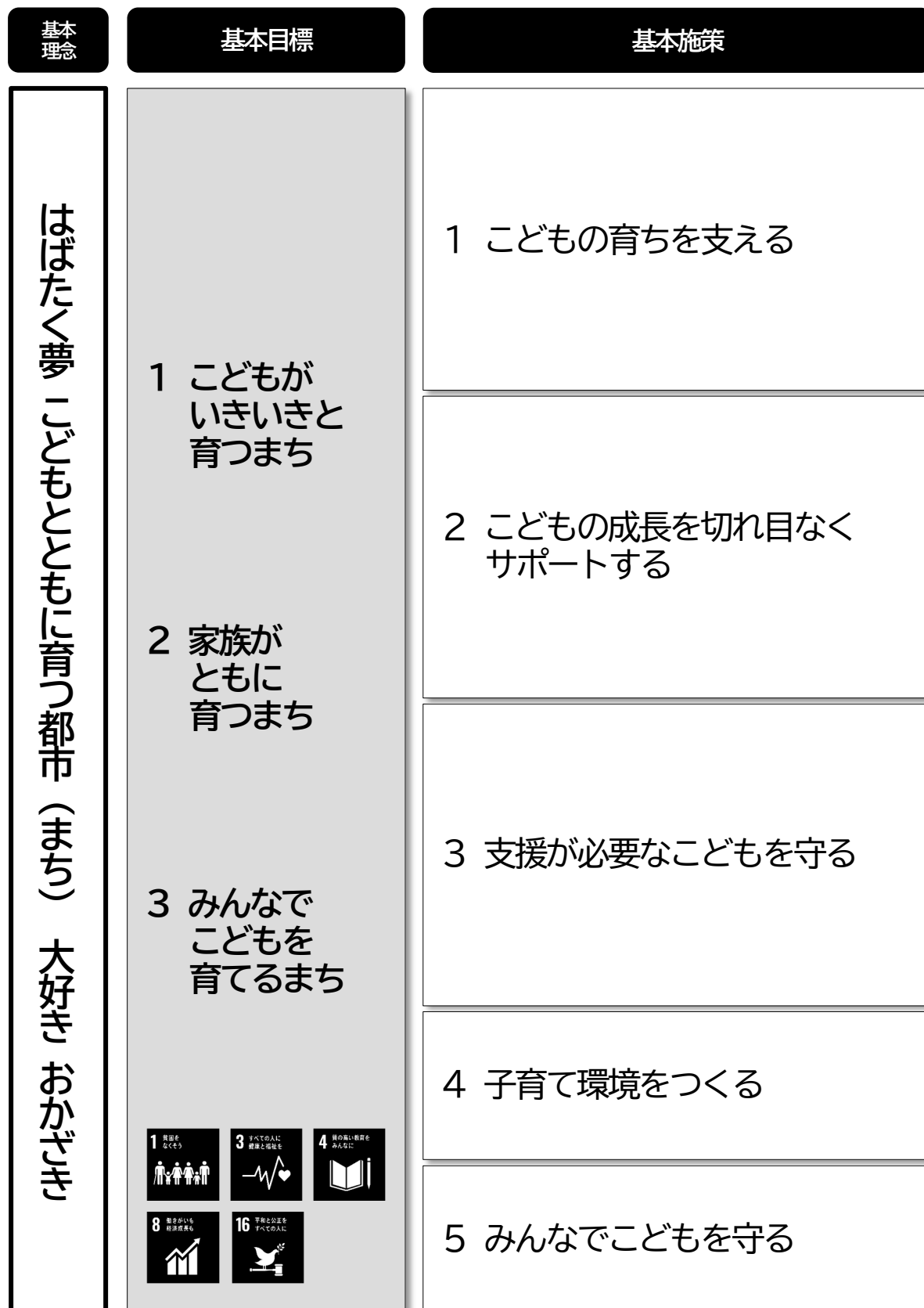
家族はこどもたちの成長における出発点です。こどもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、こどもの成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組を進めます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策の展開を通じて支援します。

基本目標3 みんなでこどもを育てるまち ～社会全体でこどもや家庭をあたかく応援する～

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、こどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成することが一層重要となっています。この目標では、学校、地域、企業等が一体となり、社会のあらゆる立場の人が、こどもや子育て家庭に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。これらの取組を通じて、保護者がこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、みんなでこどもを育てるまちを目指した施策を推進します。

3. 取組体系図

本計画では、基本理念の達成を目指し、5年間の計画期間で展開していく、本市の子どもについての具体的な取組を実施します。



推進施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

(2) 子育て支援に関する相談体制・情報提供の充実

(3) 親育ちの支援

(4) 保育サービスの充実

(1) こどもの意見聴取

(2) 食育の推進

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 人間性・社会性を育む体験活動の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

(3) 社会生活上の困難を抱えた子ども・若者支援

(4) 特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 良質な住宅・居住環境の確保

(2) 安心して外出できる環境の整備

(5) こどもや母親の健康の確保

(6) 小児医療の充実

(7) 乳幼児期の養育の充実

(5) 未来を拓き、豊かに生きる力を育む教育の充実

(6) こどもの健やかな体づくり

(7) こどもの居場所づくり

(5) 定住外国人のこどもに対する支援の充実

(6) いじめや長期欠席などの児童生徒への対策の充実

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(3) こどもの交通安全の確保

(4) こどもを守るための環境づくり

